

消費税関係

輸出物品販売場制度の不正利用対策

1 はじめに

輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税制度（以下「輸出物品販売場制度」という。）について、要件を満たさない取引を行ったとして追徴課税される事業者が相次いでいる。主に、免税で購入した商品を国内で転売し、利ざやを稼ぐ目的で制度が不正に利用された取引とみられるが、昨今は看過できない状況となっているようだ。

2 輸出物品販売場制度

輸出物品販売場制度とは、輸出物品販売場において、免税購入対象者に対し、免税対象物品を販売する場合、消費税が免除される（消法8①）制度で、各要件は次の通りである。

① 輸出物品販売場

事業者が、所轄税務署長の許可を受けて開設する、免税販売手続を行うことができる販売場（消法8⑦）。販売場で販売した免税対象物品に係る免税販売手続をその販売場においてのみ行う、一般型輸出物品販売場のほか、一定の承認事業者が免税販売手続の代理を委託する手続委託型輸出物品販売場などもある（消令18の2②）。

② 免税購入対象者

外国為替及び外国貿易法第6条第1項に規定する非居住者であって、一定の要件を満たす者。具体的には、「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を

もって在留する者その他の者である。

③ 免税対象物品

金又は白金の地金以外の通常生活の用に供する物品で、輸出するために購入される物品（消令18②）。同一の免税購入対象者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売価格の合計額が、消耗品（食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品）は5千円以上50万円以下、消耗品以外の一般物品は5千円以上という基準がある（消令18④）。

3 販売時の不正利用対策

現在は、原則として輸出物品販売場において免税販売手続が行われているが、販売時に不正利用を防ぐのは難しいとの声は少なくない。

市中の輸出物品販売場における免税販売手続は、パスポート等の提示を受けて免税購入対象者であることを確認し、輸出物品販売場制度の説明書を渡し、免税で販売した物品を特殊梱包して手渡すという方法で行われている。一度に同一商品を大量に購入するようなことが行われなければ、通常生活の用に供するものの購入でないと判断できず、不正利用を防止する機能は低いものと考えられる。

また、事業者が電磁的に作成した購入記録情報を国税庁に送信し、その情報が税関に共有されるので、免税購入対象者が出

国時に税関でパスポート等を提示し、免税購入した物品を所持していない場合、消費税相当額が徴収されることになっている（消法8③）が、税関にパスポート等を提示しない者がいるなどチェック体制の実効性も低い。

4 免税購入品の転売対策

令和6年4月1日からは、事業者が、輸出物品販売場において免税で購入した商品であることを知りながら仕入れた場合には、その仕入れに係る消費税額について仕入税額控除を適用できない（消法30⑫）こととされた。買取りを行う事業者が仕入れ時に厳しくチェックするよう促し、免税で購入した物品を容易に転売できないようにすることで、不正利用を抑制する狙いがあるのだろう。

5 おわりに

このような状況のなか、令和6年度税制改正大綱において、購入時に免税となる制度から、出国時に税関において免税購入品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度への抜本的な見直しが明示された。具体的な制度の詳細は、令和7年度税制改正において結論を得ることとされているが、煩雑で運用困難な仕組みとならないことを期待したい。

右山研究グループ
税理士 廣瀬尚子